

障害者支援施設

	主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
第1	基本方針					法第44条	
		(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第3条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。 また、意思確認が困難な入所者については、成年後見制度の導入を検討しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第3条第2項	
		(3) 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する措置を講じているか。 ※令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令172第3条第3項	
第2	人員に関する基準					法第44条第1項	
1	従業者の員数	指定障害者支援施設等に置く従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条	
(1)	生活介護	生活介護を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第1号イ	
①	医師	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第1号イ(1)	
②	看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員	ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位（生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われているもの）ごとに、常勤換算方法で、（ア）から（ウ）までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに掲げる数となっているか。 （ア） 障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上 （イ） 障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上 （ウ） 障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上 （利用者には、生活介護の経過措置利用者等（第8の2(1)①基本報酬（生活介護サービス費）の③～⑤に該当する者）を除く。） イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。 ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者の数に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。 ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。 エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。 また、1人以上は常勤となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第1号イ(2),ロ 平18厚告553三	
③	サービス管理責任者	次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第1号イ(3),ホ	
(2)	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（機能訓練）を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第2号イ	
①	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員	ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。 イ 看護職員の数は、1以上となっているか。また、1人以上は常勤となっているか。 ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上となっているか。ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。 エ 生活支援員の数は、1以上となっているか。また、1人以上は常勤となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第2号イ(1)	
			適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第2号二	
			適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第2号ハ	
			適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第2号ホ	
②	サービス管理責任者	次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第2号イ(2)	

障害者支援施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
③ 訪問による自立訓練(機能訓練)	指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練(機能訓練)に併せて利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練(機能訓練)を提供する場合は、①及び②に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置いているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第2号ロ、ハ	
(3) 自立訓練(生活訓練)	自立訓練(生活訓練)を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第3号イ	
① 生活支援員(看護職員)	ア 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第3号イ(1)	
	イ 健康上の管理等の必要のある利用者があるために看護職員を置いている場合については、アに代えて、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第3号ロ	
	ウ 生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第3号ニ	
② サービス管理責任者	次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第3号イ(2)、ホ	
③ 訪問による自立訓練(生活訓練)	指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)を行う場合は、①及び②に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置いているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第3号ハ	
(4) 就労移行支援	就労移行支援を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第4号イ	
① 職業指導員及び生活支援員	ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第4号イ、ハ	
	イ 職業指導員の数は1以上となっているか。					
	ウ 生活支援員の数は1以上となっているか。					
	エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。					
② 就労支援員	常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第4号イ(1)	
③ サービス管理責任者	次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第4号イ(3)、二	
④ 施設外就労	施設外就労を実施している場合は、利用者数に応じ、常勤換算方法に基づく職業指導員等を配置するとともに、施設外就労以外の利用者数に応じた生活支援員等を配置しているか。 また、施設外就労を基本とする場合でも、本体施設に管理者及びサービス管理責任者を配置しているか。	適・否			平19障障発第0402001号厚労省通知5(2)	
(5) 就労継続支援B型	就労継続支援B型を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第5号イ	
① 職業指導員及び生活支援員	ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第5号イ(1)、ロ	
	イ 職業指導員の数は1以上となっているか。					
	ウ 生活支援員の数は1以上となっているか。					
	エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。					
② サービス管理責任者	次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が60以下 1以上 イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第5号イ(2)、ハ	
③ 施設外就労	施設外就労を実施している場合は、利用者数に応じ、常勤換算方法に基づく職業指導員等を配置するとともに、施設外就労以外の利用者数に応じた生活支援員等を配置しているか。 また、施設外就労を基本とする場合でも、本体施設に管理者及びサービス管理責任者を配置しているか。	適・否		条例第4条	平19障障発第0402001号厚労省通知5(2)	
(6) 施設入所支援	施設入所支援を行うために置く従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第6号イ	
① 生活支援員	施設入所支援の単位(施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの)ごとに、それぞれア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数となっているか。 ただし、自立訓練(機能訓練・生活訓練)又は就労移行支援を受ける利用者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上としているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第6号イ(1)、ロ	
	ア 利用者の数が60以下 1以上					
	イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上					

障害者支援施設

	主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状・問 題 点	条 例・規 則	根 拠 法	関 係 書 類
②	サービス管理責任者	当該指定障害者支援施設等において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第1項第6号イ(2)	
(7)	利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数(例:利用定員の9割)により算定されているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第2項	
(8)	職務の専従	指定障害者支援施設等の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)若しくは就労移行支援の提供に当たる者となっているか。(ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	適・否		条例第4条	平18厚令172第4条第3項	
(9)	障害児入所施設等の指定を受けた事業所等の特例 (R4.3.31まで)	(経過措置) 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設の基準を満たすことをもって、第2の基準(従業者の員数)を満たしているものとみなすことができる。 【令和4年3月31日までの特例であるため、それ以降は障害者支援施設としての指定基準を満たす必要がある】	適・否		条例第4条	旧平18厚令177第4条の2(平30.1.18厚令2改正附則第2項)	
2	複数の昼間実施サービスを行う場合の特例	(1) 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20名未満である場合には、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 (2) 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、サービス管理責任者の数を、次の①及び②に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」で定めるものの利用者の数の区分に応じ、配置すべきサービス管理責任者を配置しているか。また、1人以上は常勤になっているか。 ① 利用者の数の合計が60人以下 1以上 ② 利用者の数の合計が61人以上 1に、利用者の数の合計が60を越えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	適・否		条例第4条	平18厚令172第5条第1項 平18厚告544	
3	従たる事業所を設置する場合の特例	従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第5条の2	
4	管理者(施設長)	指定障害者支援施設等は、専らその職務に従事する管理者(施設長)を置いているか。 (ただし、当該指定障害者支援施設等の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設等の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる)	適・否		条例第4条	平18厚令172第40条第1項	
	施設長の適格等	(1) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。また、他の役割を兼務している場合には、施設の運営管理に支障が生じないような体制が取られているか。 (2) 施設長は、施設の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 (3) 施設長は、施設の職員に、指定基準条例等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適・否		最低基準条例第3条	平18厚令177第5条、第11条第4項	
			適・否		最低基準条例第3条	平18厚令177第34条	
			適・否		最低基準条例第3条	平18厚令177第34条	
第3	設備に関する基準		適・否			法第44条第2項	
1	設備						
(1)	設備	指定障害者支援施設等の設備は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。 (相談室及び多目的室は、利用者へのサービスの提供に支障がない範囲で兼用することができる) (平成18年10月1日時点で現に存する旧法施設から転換した障害者支援施設については、当分の間多目的室を設けなくてもよい)	適・否		条例第4条	平18厚令172第6条第1項、第4項	
(2)	設備の基準	指定障害者支援施設等の設備の基準は、次のとおりとなっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第6条第2項	
①	訓練・作業室	ア 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉のサービスの種類ごとの用に供するものであるか。(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない) イ 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第6条第2項第1号	

障害者支援施設

	主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
②	居室	<p>ア 一の居室の定員は4人以下とされているか。 (平成18年10月1日時点で現に存する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設から転換する場合は、原則4人以下とする)</p> <p>イ 居室を地階に設けていないか。</p> <p>ウ 利用者1人の床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とされているか。 (平成18年10月1日時点で現に存する旧法指定施設から転換する場合は、6.6平方メートル以上とする) (平成18年10月1日時点で現に存する精神障害者生活訓練施設から転換する場合は、4.4平方メートル以上とする) (平成15年4月1日時点で現に存する旧法指定施設から転換する場合は、3.3平方メートル以上とする) (平成24年4月1日時点で現に存する旧指定知的障害児施設等から転換する場合は、4.95平方メートル以上とする)</p> <p>エ 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。</p> <p>オ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に応じて直接面して設けているか。</p> <p>カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を設けているか。</p> <p>キ プザー又はこれに代わる設備を設けているか。 (平成18年10月1日時点で現に存する旧法指定施設から転換する場合は、当分の間設けないことができる) (平成24年4月1日時点で現に存する旧指定知的障害児施設等から転換する場合は、当分の間設けないことができる。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。)</p>	適・否		条例第4条	平18厚令172第6条第2項第2号	
③	食堂	<p>ア 食事の提供に支障がない広さを有しているか。</p> <p>イ 必要な備品を備えているか。</p>	適・否		条例第4条	平18厚令172第6条第2項第3号	
④	浴室	利用者の特性に応じたものとなっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第6条第2項第4号	
⑤	洗面所	<p>ア 居室のある階ごとに設けられているか。</p> <p>イ 利用者の特性に応じたものであるか。</p>	適・否		条例第4条	平18厚令172第6条第2項第5号	
⑥	便所	<p>ア 居室のある階ごとに設けられているか。</p> <p>イ 利用者の特性に応じたものであるか。</p>	適・否		条例第4条	平18厚令172第6条第2項第6号	
⑦	相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第6条第2項第7号	
⑧	廊下幅	<p>ア 1.5メートル以上とされているか。ただし、中廊下幅は1.8メートル以上とされているか。 (平成18年10月1日に現に存する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設から移行する場合は、1.35メートル以上) (平成18年10月1日に現に存する精神障害者生活訓練施設から移行する場合は、当分の間適用しない) (平成15年4月1日に現に存する旧法指定施設から移行する場合は、当分の間適用しない) (平成24年4月1日に現に存する旧知的障害児施設等から移行する場合は、当分の間適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。)</p> <p>イ 利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないか。</p>	適・否		条例第4条	平18厚令172第6条第2項第8号	
(3)	認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の特例	認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合は、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有するか。	適・否		最低基準条例第3条	平18厚令177第6条第3項	
(4)	障害児入所施設等の指定を受けた事業所等の特例 (R4.3.31まで)	<p>(経過措置)</p> <p>指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設等の基準を満たすことをもって、第3の基準(設備)を満たしているものとみなすことができる。 【令和4年3月31日までの特例であるため、それ以降は障害者支援施設としての指定基準を満たす必要がある】</p>	適・否		最低基準条例第3条	旧平18厚令177第6条の2(平30.1.18厚令2改正附則第2項)	
第4	運営に関する基準					法第44条第2項	
1	内容及び手続きの説明及び同意	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について、当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	適・否		条例第4条	平18厚令172第7条第1項	
			適・否		条例第4条	平18厚令172第7条第2項 社会福祉法第77条	

障害者支援施設

	主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
2	契約支給量の報告等	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第8条第1項	
		(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第8条第2項	
		(3) 指定障害者支援施設等は施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第8条第3項	
		(4) 指定障害者支援施設等は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)～(3)に準じて取り扱っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第8条第4項	
3	提供拒否の禁止	指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく施設障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第9条	
4	連絡調整に対する協力	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第10条	
5	サービス提供困難時の対応	(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合には、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援B型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第11条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第11条第2項	
6	受給資格の確認	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第12条第1項	
		(2) 経過指定障害者支援施設等は、指定就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、(1)に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第12条第2項	
7	介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合には、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるような必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第13条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第13条第2項	
8	心身の状況等の把握	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第14条	
9	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第15条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第15条第2項	
10	身分を証する書類の携行	指定障害者支援施設等は、利用者の居室を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨指導しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第16条	
11	サービスの提供の記録	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しているか。（ただし、施設入所支援を受けている者に対しては、後日一括して記録することも差し支えない）	適・否		条例第4条	平18厚令172第17条第1項、第2項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、(1)の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第17条第3項	

障害者支援施設

	主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
12	指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等並びに預かり金管理の適正化	<p>(1) 指定障害者支援施設等が施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払いを求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払いを求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。(介護給付費・訓練等給付費の利用者負担額は除く)</p> <p>(3) 利用者預かり金の管理は適正に行われているか。</p> <p>(4) 遺留金品の引渡し等は適切に行われているか。</p>	適・否		条例第4条	平18厚令172第18条第1項	
			適・否		条例第4条	平18厚令172第18条第2項	
			適・否				
13	利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担金の支払いを受けているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービス等費用負担額の支払いを受けているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、(1)及び(2)の支払いを受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払いを受けているか。</p> <p>① 生活介護を行う場合</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>(ア) 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額</p> <p>(イ) 通所者のうち、生活保護～一般1に該当する利用者は、食材料費に相当する額</p> <p>イ 創作的活動に係る材料費</p> <p>ウ 日用品費</p> <p>エ ア～ウ以外で生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で利用者に負担させることが適当と認められるもの。</p> <p>② 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>(ア) 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額</p> <p>(イ) 通所者のうち、生活保護～一般1に該当する利用者は、食材料費に相当する額</p> <p>イ 日用品費</p> <p>ウ ア・イ以外でサービス提供の便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で利用者に負担させることが適当と認められるもの。</p> <p>③ 施設入所支援を行う場合</p> <p>ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費(補足給付が支給されている利用者は、施行令第21条第1項第1号に規定する食事等の費用基準額を限度とする)</p> <p>(補足給付が利用者の代わりに当該指定障害者支援施設に支払われた場合には、食費等の負担限度額を限度とする)</p> <p>イ 平成18年厚生労働省告示第541号「厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に関する基準」に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用(国若しくは地方公共団体の負担又は補助で建築、買収、改造されたものは除く)</p> <p>ウ 被服費</p> <p>エ 日用品費</p> <p>オ ア～エ以外でサービス提供の便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で利用者に負担させることが適当と認められるもの</p>	適・否		条例第4条	平18厚令172第19条第1項 平18厚令172第19条第2項 平18厚令172第19条第3項 平18厚令172第19条第4項 平18政令10第17条第1項2～4号 平18厚告541 平18厚告545	
		<p>(4) 指定障害者支援施設等は、(1)～(3)までに掲げる費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対して交付しているか。</p>	適・否		条例第4条	平18厚令172第19条第5項	
		<p>(5) 指定障害者支援施設等は、(3)の費用に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、その同意を得ているか。</p>	適・否		条例第4条	平18厚令172第19条第6項	

障害者支援施設

	主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
14	利用者負担額の管理	(1) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（施設入所支援を受ける者に限る）が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定障害者施設施設等は、利用者負担合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第20条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（施設入所支援を受けている者を除く）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービスに係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第20条第2項	
15	介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知	(1) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第21条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第21条第2項	
16	施設障害福祉サービスの取扱方針	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第22条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第22条第2項	
		(3) 指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第22条第3項	
17	施設障害福祉サービス計画の作成等	(1) 指定障害者支援施設等の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（施設障害福祉サービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第23条第1項	
		(2) サービス管理責任者は施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第23条第2項	
		(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第23条第3項	
		(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及び達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項を記載した施設障害福祉サービスの原案を作成しているか。 この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第23条第4項	
		(5) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第23条第5項	
		(6) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第23条第6項	
		(7) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画書を利用者に交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第23条第7項	
		(8) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援にあっては、少なくとも3月に1回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第23条第8項	

障害者支援施設

	主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
		(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	適・否		条例第4条	平18厚令172第23条第9項	
		(10) 施設障害福祉サービス計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第23条第10項	
18	サービス管理責任者の責務	サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。 ③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。	適・否		条例第4条	平18厚令172第24条	
19	相談等	(1) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第25条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、利用者が、当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第25条第2項	
20	介護	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な支援をもって行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第26条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭をしているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第26条第2項	
		(3) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第26条第3項	
		(4) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に取り替えているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第26条第4項	
		(5) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活に必要な支援を適切に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第26条第5項	
		(6) 指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第26条第6項	
		(7) 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第26条第7項	
21	訓練	(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第27条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第27条第2項	
		(3) 指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第27条第3項	
		(4) 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者に負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第27条第4項	
22	生産活動	(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの受給状況等を考慮して行うように努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第28条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に加重な負担とならないように配慮しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第28条第2項	
		(3) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第28条第3項	



障害者支援施設

	主眼事項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条例・規則	根拠法	関係書類
		(4) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第28条第4項	
23	工賃の支払	(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第29条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額が3,000円を下回っていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第29条第2項	
		(3) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第29条第3項	
		(4) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第29条第4項	
24	実習の実施	(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習先の受入先を確保しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第30条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習先の受入先の確保に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第30条第2項	
		(3) 指定障害者支援施設等は、実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第30条第3項	
25	求職活動の支援等の実施	(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者行う求職活動を支援しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第31条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第31条第2項	
		(3) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第31条第3項	
26	職場への定着のための支援等の実施	(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第32条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第32条第2項	
		(3) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、（1）に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同令第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。）との連絡調整を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第32条第3項	
		(4) 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、（2）に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第32条第4項	
27	事業所等とは別の場所で行う支援	平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」に基づいて行っているか。					
(1)	施設外支援	施設外支援を実施するにあたっては、以下のアからオの取扱いにより行っているか。 ア 運営規程に位置づけていること イ 施設外支援の内容を含めた個別支援計画を事前に作成（施設外サービス提供時は1週間毎に見直し）し、当該支援により就労能力や賃金の向上及び一般就労への移行が認められること ウ 対象者や実習先事業者からサービス状況を聞き取り日報を作成していること エ 緊急時の措置ができるようにしておくこと オ 施設外支援は、年度（4/1～3/31まで）ごとに180日を限度としていること	適・否			H19.4.2障障発0402001号 厚生労働省通知5(1)	

障害者支援施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
(2) 施設外就労	<p>企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援（施設外就労）を実施するにあたっては、以下のアからクの取扱いにより行っているか。</p> <p>ア 運営規程に位置づけていること</p> <p>イ 施設外就労の内容を含めた個別支援計画を事前に作成し、当該支援により就労能力や賃金の向上及び一般就労への移行が認められること</p> <p>ウ 施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要な直接処遇職員（常勤換算方法による）を配置し、施設外就労者への指導等すること</p> <p>エ 事業所内には、施設外就労者を除いた前年度の平均利用者数に応じた直接処遇職員（常勤換算方法による）及び施設外就労者を含めた前年度の平均利用者数に応じたサービス管理責任者を配置すること</p> <p>オ 施設外就労先の企業とは請負契約を締結していること（契約について留意事項通知を参照）</p> <p>カ 緊急時の措置ができるようにしておくこと</p> <p>キ 施設外就労に係る実績を報酬請求時に提出されていること</p> <p>ク 利用定員は、施設外就労者により就労している者と同数以内の人員が増分となっていること</p>	適・否			H19.4.2障障発0402001号厚労省通知5(2)	
(3) 在宅利用	<p>在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が認める利用者（在宅利用者）に対して、在宅において支援を提供するにあたっては、以下のアからキの取扱いにより行っているか。</p> <p>ア 運営規程に位置づけていること</p> <p>イ 常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること</p> <p>ウ 1日2回以上連絡、助言、進捗確認等の支援を行い、日報を作成すること</p> <p>エ 緊急時の措置ができるようにしておくこと</p> <p>オ 在宅利用者からの照会等に対し、随時、訪問や連絡による支援体制を確保すること</p> <p>カ 週1回は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を行うこと</p> <p>キ 月1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において目標達成の評価等を行うこと</p> <p>※ 在宅と通所に支援を組み合わせることも可能</p> <p>※ 利用者が希望する場合には、サテライトオフィスでのサービス利用等在宅でのサービス利用と類似する形態による支援を行うことも可能だが、その際にもアからキまでの要件をすべて満たす必要がある</p>	適・否			H19.4.2障障発0402001号厚労省通知5(3)	
28 就職状況の報告	指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他就職に関する状況を、県に報告しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第33条	
29 食事	(1) 指定障害者支援施設等（施設入所支援のみ）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいないか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第34条第1項	
	(2) 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、予め、利用者に対してその内容及び費用について説明を行い、その同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第34条第1項	
	(3) 指定障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第34条第2項	
	(4) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第34条第4項	
	(5) 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法等について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第34条第5項	
30 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定障害者支援施設等は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第35条第1項	
	(2) 指定障害者支援施設等は、利用者が日常生活を営むうえで必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第35条第2項	
	(3) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第35条第3項	
31 健康管理	(1) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第36条第1項	
	(2) 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第36条第2項	
32 緊急時等の対応	従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第37条	

障害者支援施設

	主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
33	施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い	指定障害者施設施設等は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用できるようにしているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第38条	
34	給付金として支払を受けた金銭の管理	指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。 ① 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。）をその他の財産と区分すること。 ② 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 ③ 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。 ④ 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。	適・否		条例第4条	平18厚令172第38条の2	
35	支給決定障害者に関する市町村への通知	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させた認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。	適・否		条例第4条	平18厚令172第39条	
36	管理者による管理等	(1) 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第40条第2項	
(2) 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者に、指定基準上の内容を遵守させるための必要な指揮命令を行っているか。		適・否		条例第4条	平18厚令172第40条第3項 □		
37	運営規程	指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針 ② 提供する施設障害福祉サービスの種類 ③ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ④ 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間 ⑤ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員 ⑥ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑦ 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域 ⑧ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑨ 緊急時等における対応方法 ⑩ 非常災害対策 ⑪ 施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑫ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑬ その他運営に関する重要事項	適・否		条例第4条	平18厚令172第41条	
38	勤務体制の確保等	(1) 指定障害者支援施設等は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第42条第1項	
(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の従業者によって施設障害福祉サービス提供しているか（ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない）		適・否		条例第4条	平18厚令172第42条第2項		
(3) 指定障害者支援施設等は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。		適・否		条例第4条	平18厚令172第42条第3項		
(4) 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  ※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平18厚告615）及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令2年厚告5）を参照		適・否		条例第4条	平18厚令172第42条第4項		

障害者支援施設

	主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
39	業務継続計画の策定等	(1) 指定障害者支援施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令172第42条の2第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令172第42条の2第2項	
		(3) 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令172第42条の2第3項	
40	定員の遵守	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか（弾力運用の範囲であれば差し支えない。また、措置者は定員の範囲外での受入でよい）。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	適・否		条例第4条	平18厚令172第43条	
41	非常災害対策 【独自基準】	(1) 指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該指定障害者支援施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（施設防災計画）を策定し、当該指定障害者支援施設の見やすい場所に掲示しているか。	適・否		条例第5条第1項 【独自基準】	平18厚令172第44条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業員及び利用者へ周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行っているか。	適・否		条例第5条第2項 【独自基準】	平18厚令172第44条第2項	
		(3) 指定障害者支援施設等は、(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	適・否		条例第5条第3項 【独自基準】	平18厚令172第44条第3項	
		(4) 指定障害者支援施設は、(2)の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行っているか。	適・否		条例第5条第4項 【独自基準】		
		(5) 指定障害者支援施設は、非常災害が発生した場合に従業員及び利用者が当該指定障害者支援施設において当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めているか。	適・否		条例第5条第5項 【独自基準】		
42	衛生管理等	(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第45条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の①から③に掲げる措置を講じているか ① 当該施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的な開催及び従業員に対する結果の周知 ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③ 従業員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施  ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令172第45条第2項	
43	協力医療機関	(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第46条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第46条第2項	
44	掲示	(1) 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第47条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同行の規定による掲示に代えることができる。	適・否		条例第4条	平18厚令172第47条第2項	

障害者支援施設

	主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
45	身体拘束等の禁止	(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第48条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第48条第2項	
		(3) 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。  ※（3）は令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。 ※令和5年4月1日以降は、（3）に規定されている事項が実施されていない場合も身体拘束廃止未実施減算の対象。	適・否		条例第4条	平18厚令172第48条第3項	
46	秘密保持等	(1) 指定障害者支援施設等の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第49条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第49条第2項	
		(3) 指定障害者支援施設等は、他の指定障害福祉サービス事業者に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第49条第3項	
47	情報の提供等	(1) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第50条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第50条第2項	
48	利益供与等の禁止	(1) 指定障害者支援施設等は、相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第51条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第51条第2項	
49	苦情解決	(1) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 また、その窓口等の設置について、利用者等にわかりやすく明示しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第52条第1項	
		(2) 指定障害者支援施設等は、（1）の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第52条第2項	
		(3) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項、法第11条第2項及び法第48条第1項の規定により市町村や都道府県が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村や都道府県が行う調査に協力するとともに、市町村や都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第52条第3項第4項、第5項 法第10条第1項、第11条第2項、第48条第1項	
		(4) 指定障害者支援施設等は、都道府県又は市町村から求めがあった場合は、（3）の改善の内容を報告しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第52条第6項	
		(5) 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第52条第7項 社会福祉法第83条、第85条	
50	地域との連携等	指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第53条	

障害者支援施設

	主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
51	事故発生時の対応	(1) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合には、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) 指定障害者支援施設等は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 (3) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第54条第1項	
52	虐待の防止	指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ③ ②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  ※令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。	適・否		条例第5条	平18厚令172第54条の2	
53	会計の区分	指定障害者支援施設等は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  生産活動を行う場合は、各事業ごとの会計は、就労支援事業会計処理基準に従い処理されているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第55条	
54	記録の整備	(1) 指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しているか。 ① サービス提供の記録 ② 施設障害福祉サービス計画 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適・否		条例第4条	平18厚令172第56条第1項	
55	電磁的記録等	指定障害者支援施設等及びその従業者は、書面の作成、保存等を電磁的記録等の方法で行う場合は、次のとおり行っているか。 (1) 指定障害者支援施設等その従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。 (2) 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令172第57条第1項	
第5	変更の届出等					法第39条、第46条第3項	
		指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住所その他法施行規則第34条の26に定める事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を県に届け出ているか。 また、施設障害福祉サービスの変更又は入所定員の増加をしようとするときは、法施行規則第34条の25の事項を記載した書類を1月前までに、申請しているか。	適・否			法第39条、第46条第3項 法施行規則第34条の25、 第34条の26	

障害者支援施設

	主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
第6	業務管理体制の整備等					法第51条の2	
1	業務管理体制の整備	(1) 指定障害者支援施設の設置者は、次の区分に応じて必要な業務管理体制の整備を行っているか。 ① 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の事業者 イのみ ② 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の事業者 イ及びロ ③ 指定を受けている事業所の数が100以上の事業者 イ、ロ及びハ イ 法令遵守責任者を選任しているか。 ロ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ハ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	適・否			法第51条の2第1項 法施行規則第34条の28	
2	業務管理体制の届出及び変更の届出	(2) 指定障害者支援施設の設置者は、(1)において整備を行うこととされている業務管理体制について、遅滞なく県(又は厚生労働大臣)に届け出ているか。 また、届け出た事項に変更があったときも、遅滞なく、変更の届出を行っているか。 (届出については、法人単位で行う。)	適・否			法第51条の2第2項及び第3項 法施行規則第34条の28	
第7	障害福祉サービス等情報公表制度の報告					法第76条の3	
	障害福祉サービス等情報公表制度の報告	指定障害者支援施設の設置者は、サービスを利用する障がい者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するため、情報公表の対象となる指定障害福祉サービス等の情報(法施行規則第65条の9の8に規定する以下の情報)を県に報告しているか。 (報告は、インターネット上における情報公表システムにより行う) ① サービス開始時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報(法施行規則第65条の9の8別表第1号) ② 毎年度定期的な報告時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報及び運営情報(法施行規則第65条の9の8別表第1号及び第2号)	適・否			法第76条の3第1項 法施行規則第65条の9	
第8	介護給付費及び訓練等給付費の算定及び取扱い					法第29条第3項	
1	基本事項	(1) 指定障害福祉サービス等に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号(報酬告示)「介護給付費等単位数表」に掲げる単位数に単位の単価(10円)を乗じて得た数としているか。 (ただし、その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額となっていること)  (2) 指定障害福祉サービス等に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てているか。	適・否			平18厚告523一 平18厚告539 法第29条第3項	
2	生活介護サービス費					平18厚告523二	
(1)	①基本報酬 生活介護サービス費	生活介護サービス費は、指定生活介護事業所等(指定障害者支援施設が行う指定生活介護を含む。以下同じ)において、次のいずれかに該当する利用者に対して、生活介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。 ① 施設入所者のうち、区分4(50歳以上の者)にあっては区分3)以上に該当する者 ② 施設入所者以外の者のうち、区分3(50歳以上の者)にあっては区分2)以上に該当する者 ③ 経過措置利用者(特定旧法指定施設の継続入所者等) ④ 地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難な者 ⑤ 平成24年3月31日において、重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がいがある重複している障がい者に対する生活介護に準ずる事業を行っていた事業所を利用していた者 (地方公共団体が設置する場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定(公設減算))	適・否			平18厚告523別表第6の1注1 平18厚告556一～四	
	経過的生活介護サービス費	経過的生活介護サービス費は、平成24年3月31日において現に存していた指定知的障害児施設等(通所のみによる利用に係るものを除く。)に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児施設等に継続して入所している利用者(加齢児)に対して、福祉型障害児入所施設の入所支援と一体的に提供している指定障害者支援施設において生活介護を行った場合に、利用定員に応じ、令和4年3月31日までの間、所定単位数を算定しているか。 ※所定単位数は、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第123号)別表障害児入所給付費単位数表の第1に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の94を乗じて算出。	適・否			平18厚告523別表第6の1注4 平18厚告556五 平18厚告551六のイ 平24厚告123	

障害者支援施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
②減算 (定員超過減算、人員欠如減算、個別支援計画未作成減算)	生活介護サービス費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 (定員超過減算) ・ 利用者の数が1日当たり100分の125又は前3月の1日当たり平均で100分の150を越える場合等 (利用定員による) 100分の70 (人員欠如減算) ・ 直接処遇職員又はサービス管理責任者の員数が指定基準を満たさない場合 満たさない期間に応じて、100分の70若しくは100分の50 (個別支援計画未作成減算) ・ 生活介護計画等が作成されていない場合 満たさない期間に応じて、100分の70若しくは100分の50 ※定員超過減算と人員欠如減算は、減算割合が大きい方を適用。 ※サービス管理責任者欠如減算と個別支援計画未作成減算は、減算割合が大きい方を適用。	適・否			平18厚告523別表第6の1注5(1)(2) 平18厚告550二 留意事項通知第二の1(7)(8)(10)(13) H30.3.30報酬改定Q&A vol.1 問21 H30.5.23報酬改定Q&A vol.3 問2	
(短時間利用減算、開所時間減算)	(短時間利用減算) ・ 前3月における利用者のうち、平均利用時間(各利用者について、前3月の合計利用時間を利用日数で除した時間)が5時間未満である利用者の割合が100分の50以上の場合 100分の70 (開所時間減算) ・ 運営規程に定める営業時間が、4時間以上6時間未満の場合は100分の70、4時間未満の場合は100分の50 ※短時間利用減算と開所時間減算は減算割合が大きい方を適用。	適・否			平18厚告523別表第6の1注5(3)、注6 平18厚告5500二のハ 留意事項通知 H30.3.30報酬改定Q&A vol.1 問49	
(大規模事業所減算)	一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の施設等において、生活介護を行った場合には、所定単位数の1000分の991に相当する単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の1注7	
(医師未配置減算)	生活介護サービス費の算定に当たって、医師が配置されていない場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の1注8	
(身体拘束廃止等未実施減算)	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。 (ただし、令和5年3月31日までの間は、第4の45の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。)	適・否			平18厚告523別表第6の1注8の2 留意事項通知第二の1(12)	
③障害福祉サービス相互の算定関係	利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間に、生活介護サービス費を算定していないか。	適・否			平18厚告523別表第6の1注9	
(2) 人員配置体制加算	次の①～③のいずれかの基準に該当するものとして県に届け出た生活介護の単位ごとに、生活介護の提供を行った場合に、利用者(経過措置利用者等を除く)に対して、1日につき利用定員に応じた所定単位数を加算しているか。 (地方公共団体が設置する場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定(公設減算))	適・否			平18厚告523別表第6の2	
①人員配置体制加算(Ⅰ)	①直接処遇職員(看護職員、理学療法士、作業療法士及び生活支援員)が利用者の数の平均値を1.7で除して得た数以上配置しているか。 通所による生活介護の場合には、これに加えて区分5、区分6及びこれに準ずる者(区分4以下で認定調査票による行動関連項目が10点以上の者(強度行動障がい者)又は喀痰吸引等を必要とする者)の総数が、利用者の数の6割を超えているか。	適・否			平18厚告523別表第6の2注1 平18厚告551二のロ 平18厚告543別表第2	
②人員配置体制加算(Ⅱ)	②直接処遇職員(看護職員、理学療法士、作業療法士及び生活支援員)が利用者の数の平均値を2で除して得た数以上配置しているか。 通所による生活介護の場合には、これに加えて区分5、区分6及びこれに準ずる者(区分4以下で認定調査票による行動関連項目が10点以上の者(強度行動障がい者)又は喀痰吸引等を必要とする者)の総数が、利用者の数の5割を超えているか。	適・否			平18厚告523別表第6の2注2 平18厚告551二のハ 平18厚告543別表第2	
③人員配置体制加算(Ⅲ)	③直接処遇職員(看護職員、理学療法士、作業療法士及び生活支援員)が利用者の数の平均値を2.5で除して得た数以上配置しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の2注3 平18厚告551二の二	
(3) 福祉専門職員配置等加算						
①福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	指定基準上、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の3注1	
②福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	指定基準上、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(Ⅰ)との併算定は不可)	適・否			平18厚告523別表第6の3注2	



障害者支援施設

	主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
	③福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	次の①又は②のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(Ⅰ)(Ⅱ)との併算定は不可) ①指定基準上、生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤の割合が100分の75以上 ②指定基準上、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事者の割合が100分の30以上	適・否			平18厚告523別表第6の3注3	
(4)	常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置するものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、生活介護を行った場合に、生活介護の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。(Ⅱ)との併算定は不可) (定員超過減算、人員欠如減算に該当する場合は、算定不可)	適・否			平18厚告523別表第6の3の2注1	
	②常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)	看護職員を常勤換算方法で2人以上配置しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して生活介護を行った場合に、生活介護の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。(Ⅲ)との併算定は不可) (定員超過減算、人員欠如減算に該当する場合は、算定不可)  ※スコア表：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表  (※医療的ケアに対する支援を行った日のみ、当該日の利用者全員に算定する。医療的ケアを1人も受け入れない日は、上記の常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)を算定する。)	適・否			平18厚告523別表第6の3の2注2 平18厚告556 平24厚告122別表1の1	
	③常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)	看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の別に厚生労働大臣が定める者(スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者)に対して生活介護を行った場合に、生活介護の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 (定員超過減算、人員欠如減算に該当する場合は、算定不可)	適・否			平18厚告523別表第6の3の2注3 平18厚告556 平24厚告122別表1の1	
(5)	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚障がい者等である生活介護の利用者の数(重度の視覚、聴覚、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数)が、利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障がい者との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除した数以上配置しているとして県に届け出た場合において、生活介護を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の4	
(6)	初期加算	サービスの利用の初期段階においてアセスメント等に手間を要することにより、生活介護の利用開始日から起算して30日以内の期間に生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の5	
(7)	訪問支援特別加算	指定生活介護事業所等において、継続して生活介護を利用する利用者について、連続した5日間、当該生活介護の利用がなかった場合において、生活介護の従業者が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における生活介護の利用に係る相談援助を行った場合に、1月に2回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の生活介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の6	
(8)	欠席時対応加算	指定生活介護事業所等において、通所による利用者が、予め生活介護の利用を予定していた日に、急病等により利用予定日の前々日以降に利用を中止した場合において、生活介護の従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整を行い引き続き生活介護の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月に4回を限度として1回につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の7	

障害者支援施設

	主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
(9)	重度障害者支援加算		適・否				
	①重度障害者支援加算 (I)	(1) 人員配置体制加算 (I) 及び常勤看護職員等配置加算 (III) を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障がい者が2人以上利用しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(指定障害者支援施設においては、施設入所者に対しては算定不可)	適・否			平18厚告523別表第6の7の2注1、注5	
	②重度障害者支援加算 (II)	(2) 次の①及び②のいずれにも該当するものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(指定障害者支援施設においては、施設入所者に対しては算定不可) ① 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者が1人以上利用していること。 ② 従業者のうち強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) 修了者を1以上配置し、支援計画シート等を作成すること。	適・否			平18厚告523別表第6の7の2注2、注5 平18厚告551二のホ 平18厚告543二十二	
		(3) (II) の加算が算定されている指定生活介護事業所等において、各指定基準に掲げる人員配置に加え、強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) 修了者を1以上配置 (加配対象) しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) 修了者 (加配対象者に限らない) が、別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていない利用者に対し、生活介護を行った場合に、更に1日につき所定単位数を加算しているか。  ※別に厚生老翁大臣が定める基準：平18厚告543第二十二 ※強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) 修了者 (加配対象者に限らない) 1人当たりの利用者の数が5「を超える場合には、5を超える数については算定しない」	適・否			平18厚告523別表第6の7の2注3 平18厚告551二のへ 平18厚告543二十二	
		重度障害者支援加算 (II) については、加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、1日につき所定単位数に更に加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の7の2注3 平18厚告543二十二	
(10)	リハビリテーション加算	次の①～⑤のいずれにも適合するものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、生活介護を行った場合に、利用者の状態に応じて1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の8	
	①リハビリテーション加算 (I)	①医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、施設支援計画策定者等が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成しているか。 ②利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が生活介護を行っており、利用者の状態を定期的に記録しているか。 ③利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価 (3ヶ月毎) し、必要に応じて当該計画を見直しているか。 ④指定障害者支援施設等に入所する利用者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他職種のものに対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達しているか。 ⑤④以外の利用者については、従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の8注1	
	②リハビリテーション加算 (II)	リハビリテーション加算 (I) 以外の障がい者に対して、リハビリテーション実施計画に基づく上記①～⑤の支援を行っているか。	適・否			平18厚告523別表第6の8注2	
(11)	利用者負担上限額管理加算	指定生活介護事業所等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第6の9	
(12)	食事提供体制加算	低所得者等であって生活介護計画により食事の提供を行うこととなっている利用者 (施設入所者を除く) に対して、事業所に従事する調理員による食事の提供又は調理業務の第三者への委託等、当該指定生活介護事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして県に届け出た当該指定生活介護事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。 (利用者が施設入所支援を利用する日は利用者に対して補足給付が支給されるため、算定不可)	適・否			平18厚告523別表第6の10 留意事項通知	
(13)	延長支援加算	次のいずれにも適合するものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者 (施設入所者を除く) に対して、生活介護計画に基づき生活介護を行った場合に、当該利用者に対し、当該生活介護を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。 ①運営規程に定める営業時間が8時間以上、かつ利用者に対して8時間を超えて生活介護を行うこと。 ②直接支援業務に従事する職員を1以上配置していること。	適・否			平18厚告523別表第6の11 平18厚告551二のト	

障害者支援施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
(14) 送迎加算	<p>次の基準に適合する送迎を実施しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。（国、地方公共団体が設置する事業所（指定管理者へ委託の場合を除く）は算定しない。）</p> <p>ア 送迎加算（Ⅰ） 次の①～③のいずれにも適合すること。</p> <p>①生活介護の利用につき、利用者の送迎を行うこと。</p> <p>②当該月に、1回の送迎で平均10人以上（利用定員が20人未満の事業所は定員の100分の50以上）の利用者を送迎していること。</p> <p>③当該月に、週3回以上の送迎を実施していること。</p> <p>イ 送迎加算（Ⅱ） 上記①に適合し、かつ、②又は③のいずれかに適合すること。</p> <p>ただし、指定生活介護事業所等の所在する建物と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、利用者の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>上記の基準に適合する送迎を実施しており、かつ、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者（区分4以下で認定調査票による行動関連項目が10点以上の者（強度行動障がい者）又は喀痰吸引等を必要とする者）が利用者数の合計数の100分の60以上であるものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合には、片道につき所定単位数に更に加算しているか。</p>	適・否			平18厚告523別表第6の12注1,3 平24厚告268一	
(15) 障害福祉サービスの体験利用支援加算 ※施設入所者に限る	<p>指定障害者支援施設等において生活介護を利用する入所者が、地域移行支援による障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、利用開始日から起算して15日以内に限り、以下の区分に応じて所定単位数に代えて算定しているか。</p> <p>①体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合</p> <p>②障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>ア 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ） 体験的な利用開始日から5日以内</p> <p>イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ） 体験的な利用開始日から6日以上15日以内</p> <p>（指定障害者支援施設等が、市町村から地域生活支援拠点等であると認められ、運営規程に定めているものとして県に届け出た場合に、1日につき所定単位数に更に加算する。）</p>	適・否			平18厚告523別表第6の13 平18厚告551二のチ	
(16) 就労移行支援体制加算	<p>生活介護を受けた後一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者（就労定着者）が前年度において1人以上いるものとして県に届け出た指定生活介護事業所等において、生活介護を行った場合に、1日につき利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。（一般就労には、指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）</p>	適・否			平18厚告523別表第6の13の2	
(17) 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く）が、利用者に対して、生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の44に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の61に相当する単位数）</p> <p>② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の32に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の44に相当する単位数）</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の18に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の25に相当する単位数）</p>	適・否			平18厚告523別表第6の14 平18厚告543十八（二を準用）	
(19) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（R元年10月～）	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定生活介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く）が、利用者に対して、生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>① 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 上記サービス費・加算の合計数（福祉・介護職員処遇改善加算を除く）の1000分の14に相当する単位数</p> <p>② 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 上記サービス費・加算の合計数（福祉・介護職員処遇改善加算を除く）の1000分の13に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）</p>	適・否			平18厚告523別表第6の15 平18厚告543十九	

障害者支援施設

	主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
3	施設入所支援						
(1)	①基本報酬 施設入所支援サービス費	施設入所支援サービス費は、次のいずれかに該当する利用者に対して、施設入所支援を行った場合に利用定員及び障害支援区分に応じて所定単位数を算定しているか。 ① 区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上に該当するもの ② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的と認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者 ③ 経過措置利用者（特定旧法指定施設に入所した者）で、継続して入所している者又は再度入所する者のうち、生活介護を受ける者であつて、区分3（50歳以上の者にあつては区分2）以下若しくは区分1～6に該当しない者又は自立訓練、就労継続支援A型を受ける者 （地方公共団体が設置する場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定（公設減算））	適・否			平18厚告523別表第9の1注1 平18厚告556二	
	経過的施設入所支援サービス費	経過的施設入所支援サービス費は、平成24年3月31日において現に存していた指定知的障害児施設等（通所のみによる利用に係るものを除く。）に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児施設等に継続して入所している利用者（加齢児）に対して、福祉型障害児入所施設の入所支援と一体的に提供している指定障害者支援施設において施設入所支援を行った場合に、令和4年3月31日までの間、所定単位数を算定しているか。 ※所定単位数は、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表の第1に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の32を乗じて算出。	適・否			平18厚告523別表第9の1注2 平18厚告556五 平18厚告551三のイ 平24厚告123	
	②減算 （定員超過減算、夜勤職員欠如減算、個別支援計画未作成減算）	施設入所支援サービス費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 （定員超過減算） ・ 利用者の数が1日当たり100分の110又は前3月の1日当たり平均で100分の105を越える場合等 （利用定員による） 100分の70 （夜勤職員欠如減算） ・ 夜勤を行う生活支援員を2日連続又は月4日配置していない場合 100分の95 （個別支援計画未作成減算） ・ 施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合 満たさない期間に応じて、100分の70若しくは100分の50 ※定員超過減算と夜勤職員欠如減算は、減算割合が大きい方を適用。	適・否			平18厚告523別表第9の1注3 平18厚告550四 留意事項通知第二の1(7)～(10),(13) H30.3.30報酬改定Q&A vol.1 問21 H30.5.23報酬改定Q&A vol.1.3 問2	
	（常勤栄養士等未配置減算）	当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を減算しているか。	適・否			平18厚告523別表第9の1注4	
	（身体拘束廃止等未実施減算）	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。 （ただし、令和5年3月31日までの間は、第4の45の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。）	適・否			平18厚告523別表第9の1注5 留意事項通知第二の1(12)	
(2)	夜勤職員配置体制加算	次の①～③のいずれかの夜勤職員配置基準に該当するものとして県に届け出た施設入所支援の単位ごとに、施設入所支援の提供を行った場合に、利用者に対して、1日につき利用定員に応じた所定単位数を加算しているか。 （地方公共団体が設置する場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定（公設減算））	適・否			平18厚告523別表第9の2注2 平18厚告551三のロ	
	①夜勤職員配置体制加算（Ⅰ）	前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の施設入所支援の単位にあつては、2以上	適・否				
	②夜勤職員配置体制加算（Ⅱ）	前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の施設入所支援の単位にあつては、3以上	適・否				
	③夜勤職員配置体制加算（Ⅲ）	前年度の利用者の数の平均値が61人以上の施設入所支援の単位にあつては、3に、60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	適・否				
(3)	重度障害者支援加算						
	①重度障害者支援加算（Ⅰ）	(1) 医師意見書により特別な医療が必要とされる利用者又はこれに準ずる者（生活介護利用者に限る）の数が、利用者の数の100分の20以上であつて、指定基準に加えて、常勤換算方法で看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして、県に届け出た施設入所支援の単位において、施設入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (2) (1)のうち、区分6に該当し、かつ気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障がい者が2人以上利用しているものとして、県に届け出た施設入所支援の単位において、施設入所支援を行った場合に、更に1日につき所定単位数に加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第9の3注1 留意事項通知	
			適・否			平18厚告523別表第9の3注2	

障害者支援施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
②重度障害者支援加算(Ⅱ)	次の①②のいずれにも該当するものとして県に届け出た施設において、施設入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ①認定調査票による行動関連項目が10点以上の者(強度行動障がい者)が1人以上利用していること。 ②従業者のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)※修了者を1以上配置し、支援計画シート及び支援手順書を作成すること。 ※実践研修の内容以上の研修(行動援護従事者養成研修)でも良い。	適・否			平18厚告523別表第9の3注3 平18厚告551三のハ 平18厚告543別表第2	
	重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定し、指定基準に規定する人員(生活介護の人員配置体制加算により配置される人員を含む)に加えて、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)※修了者を配置しているものとして県に届け出た施設において、基礎研修修了者が、強度行動障がい者に対し、夜間又は深夜に施設入所支援を行った場合に、更に1日につき所定単位数に加算しているか。(研修修了者1人につき利用者5人を限度) ※基礎研修の内容以上の研修(重度訪問介護従業者養成研修行動援護課程、行動援護従業者養成研修)でも良い。	適・否			平18厚告523別表第9の3注4 平18厚告551三の二 平18厚告548十三	
	重度障害者支援加算(Ⅱ)については、加算の算定開始日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第9の3注5	
(4)夜間看護体制加算	夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、生活介護を受ける利用者に対して、施設入所支援を提供する時間をおとして、生活支援員に代えて看護職員(重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定対象となる看護職員を除く)を1以上配置しているものとして、県に届け出た施設入所支援の単位について、施設入所支援の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第9の4	
(5)視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚障がい者等である施設入所支援の利用者の数(重度の視覚、聴覚、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がい有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数)が、利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障がい者との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除した数以上配置しているとして県に届け出た場合において、施設入所支援を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第9の4の2	
(6)入所時特別支援加算	施設入所の初期段階において様々な支援を要することにより、新たに入所者を受け入れた日から起算して30日以内の期間に、施設入所支援の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第9の5	
(7)入院・外泊時加算						
①入院・外泊時加算(Ⅰ)	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊(体験的な共同生活援助の利用に伴う外泊を含む)を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれの単位数を算定しているか。(入院又は外泊の初日及び最終日は算定しない。) (地方公共団体が設置する場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定(公設減算))	適・否			平18厚告523別表第9の6注1	
②入院・外泊時加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊(体験的な共同生活援助の利用に伴う外泊を含む)を認めた場合に、指定基準上、置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を越えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれの単位数を算定しているか。(入院又は外泊の初日及び最終日は算定しない。) (地方公共団体が設置する場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定(公設減算))	適・否			平18厚告523別表第9の6注2	
(8)入院時支援特別加算	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)へ入院を要した場合に、指定基準上、置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、当該月の入院期間の日数の合計(入院初日及び最終日並びに入院・外泊時加算の算定期間を除き、4日未満又は4日以上を区分)に応じ、所定単位数を算定しているか。 (長期入院等支援加算が算定される月は、算定不可)	適・否			平18厚告523別表第9の7	
(9)地域移行加算	入所期間が1月を超えると見込まれる利用者(生活介護を受ける場合に限る)に退所に先立って、指定基準上、置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。 (退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は、算定不可)	適・否			平18厚告523別表第9の8	
(10)体験宿泊支援加算	市町村から地域生活支援拠点等であると認められ、運営基準に定めていることを県に届け出た場合に、指定障害者支援施設等に入所する利用者が、地域移行支援による単身での生活に向けた体験的な宿泊支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第9の8の2 平18厚告551三のホ(二のチを準用)	

障害者支援施設

	主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
(11)	地域生活移行個別支援特別加算						
	①地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）	次の①～⑤の基準のいずれにも適合するものとして県に届け出た場合において、施設入所支援の単位ごとに、1日につき所定単位数を加算しているか。 ①地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ）の対象者に対する適切な支援を行うための生活支援員の配置が可能であること。 ②社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格職員の配置による生活支援員の支援体制が確保されていること。 ③精神科を担当する医師（嘱託でも可）による定期的な指導が月2回以上行われていること。（運営規程における主たる障がいの種類が精神障がいの場合に限る） ④従業者に対し、医療観察法に基づく通院中の者及び矯正施設等を退所した障がい者の支援に関する研修を年1回以上行っていること。 ⑤保護観察所、更生保護施設、指定医療機関、精神保健福祉センター等との協力体制が整っていること。	適・否			平18厚告523別表第9の9注1 平18厚告551三のへ	
	②地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ）	地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）が算定されている指定障害者支援施設等であって、医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者、矯正施設又は更生保護施設を退所後3年を経過していない者で保護観察所又は地域生活定着支援センターから受入依頼を受けた者に対して、施設入所支援を行った場合に、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む）において、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第9の9注2 平18厚告556九	
(12)	栄養マネジメント加算	次の①～④の基準のいずれにも適合するものとして、県に届け出た指定障害者支援施設等について、1日につき所定単位数を加算しているか。 ①常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。 ②入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ③入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。 ④入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。	適・否			平18厚告523別表第9の10	
(13)	経口移行加算	指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び支援が行われた場合は、経口移行計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、経管による食事の摂取を終了した日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。（栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定不可。） ただし、経口による食事の接種を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は管理栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えて引き続き実施される場合でも、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるために栄養管理及び支援が必要とされる者に対しては、引き続き当該加算を算定できる。（医師の指示は概ね2週間ごとに受けること）	適・否			平18厚告523別表第9の11 留意事項通知	
(14)	経口維持加算（Ⅰ）	指定障害者支援施設等において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障がい有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が、医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算しているか。（経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定不可。）	適・否			平18厚告523別表第9の12 留意事項通知	
	経口維持加算（Ⅱ）	協力歯科医療機関を定めている指定障害者支援施設等が、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画に基づき管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障がい有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要な者に対しては、引き続き当該加算を算定できる。（医師又は歯科医師の指示は概ね1か月ごとに受けること）	適・否			平18厚告523別表第9の12 留意事項通知	

障害者支援施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
(15) 口腔衛生管理体制加算	当該指定障害者支援施設等において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されているとして県に届出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  ※（参考）「栄養マネジメント加算、経路移行加算、経路維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年4月6日障障発0406第1号）	適・否			平18厚告523別表第9の12の2 平18厚告551九ト	
(16) 口腔衛生管理加算	当該指定障害者支援施設等において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されているとして県に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。（口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は算定不可。） ① 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。 ② 歯科衛生士が、①における入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。 ③ 歯科衛生士が、①における入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に応じ対応すること。  ※（参考）「栄養マネジメント加算、経路移行加算、経路維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年4月6日障障発0406第1号）	適・否			平18厚告523別表第9の12の3 平18厚告551九ト	
(17) 療養食加算	管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、すい臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第9の13 平21厚告177	
(18) 福祉・介護職員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構を除く）が、利用者に対して、施設入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の86に相当する単位数 ② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の63に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の35に相当する単位数	適・否			平18厚告523別表第9の14 平18厚告543二十五（二を準用）	
(19) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（R元年10月～）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構を除く）が、利用者に対して、施設入所支援を行った場合に、上記サービス費・加算の合計数（福祉・介護職員処遇改善加算を除く）の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第9の15 平18厚告543二十六（二十一を準用）	
<b>4 機能訓練サービス費</b>						
(1) ①基本報酬 機能訓練サービス費（Ⅰ）（通所）	機能訓練サービス費（Ⅰ）は、指定自立訓練（機能訓練）事業所等（指定障害者支援施設が行う指定自立訓練（機能訓練）を含む。以下同じ）において、自立訓練（機能訓練）を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。（地方公共団体が設置する場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定（公設減算））	適・否			平18厚告523別表第10の1 注1	
機能訓練サービス費（Ⅱ）（居宅訪問）	機能訓練サービス費（Ⅱ）（視覚障がい者に対する専門訓練の場合を除く）は、指定基準上、指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、自立訓練（機能訓練）計画等に位置付けられた内容の自立訓練（機能訓練）を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第10の1 注2	
機能訓練サービス費（Ⅱ）（視覚障がい者に対する専門訓練）	国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科履修者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成研修修了者である従業者が居宅訪問する体制を整えていると県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、当該従業者が利用者の居宅を訪問して自立訓練（機能訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第10の1 注2の2 平18厚告556十	

障害者支援施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
<p>②減算 (定員超過減算、人員欠如減算、個別支援計画未作成減算、標準期間超過減算)</p> <p>(身体拘束等廃止未実施減算)</p>	<p>機能訓練サービス費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>(定員超過減算)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の数が1日当たり100分の125又は前3月の1日当たり平均で100分の150を越える場合等(利用定員による) 100分の70</li> </ul> <p>(人員欠如減算)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直接処遇職員又はサービス管理責任者の員数が指定基準を満たさない場合 満たさない期間に応じて、100分の70若しくは100分の50</li> </ul> <p>(個別支援計画未作成減算)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合 満たさない期間に応じて、100分の70若しくは100分の50</li> </ul> <p>※定員超過減算と人員欠如減算は、減算割合が大きい方を適用。 ※サービス管理責任者欠如減算と個別支援計画未作成減算は、減算割合が大きい方を適用。(標準期間超過減算)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立訓練(機能訓練)の利用者(利用開始日から各月末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(利用開始日から各月末日までの期間)の平均値が法施行規則第6条の6第1号に掲げる期間に6月間を加えた期間を超えている場合 100分の95</li> </ul> <p>やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。 (ただし、令和5年3月31日までの間は、第4の45の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。)</p>	適・否			<p>平18厚告523別表第10の1注4 平18厚告550五 法施行規則第6条の6第1号 留意事項通知第二の1(7)(8)(10)(11)(13) H30.3.30報酬改定Q&amp;A vol.1 問21 H30.5.23報酬改定Q&amp;A vol.3 問2</p>	
<p>③障害福祉サービス相互の算定関係</p>	<p>利用者が自立訓練(機能訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間は、機能訓練サービス費は、算定されていないか。</p>	適・否			<p>平18厚告523別表第10の1注4の3 留意事項通知第二の1(12)</p>	
<p>(2) 特別地域加算</p>	<p>平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、機能訓練サービス費(Ⅱ)の居宅を訪問して訓練を提供した場合には、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	適・否			<p>平18厚告523別表第10の1注4の2 平21厚告176</p>	
<p>(3) 福祉専門職員配置等加算</p>	<p>指定基準上、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるとして県に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、自立訓練(機能訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>指定基準上、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるとして県に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、自立訓練(機能訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。((Ⅰ)との併算定は不可)</p> <p>次の①又は②のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、自立訓練(機能訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。((Ⅰ)(Ⅱ)との併算定は不可)</p> <p>①指定基準上、生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤の割合が100分の75以上 ②指定基準上、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事者の割合が100分の30以上</p>	適・否			<p>平18厚告523別表第10の1の2注1 平18厚告523別表第10の1の2注2 平18厚告523別表第10の1の2注3</p>	
<p>(4) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算</p>	<p>視覚障がい者等である自立訓練(機能訓練)の利用者の数(重度の視覚、聴覚、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数)が、利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障がい者との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除した数以上配置しているとして県に届け出た場合において、自立訓練(機能訓練)を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適・否			<p>平18厚告523別表第10の2</p>	
<p>(5) 初期加算</p>	<p>サービスの利用の初期段階においてアセスメント等に手間を要することにより、自立訓練(機能訓練)の利用開始日から起算して30日以内の期間に自立訓練(機能訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適・否			<p>平18厚告523別表第10の3</p>	
<p>(6) 欠席時対応加算</p>	<p>指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、入所以外の利用者が、予め自立訓練(機能訓練)の利用を予定していた日に、急病等により利用予定日の前々日以降に利用を中止した場合において、自立訓練(機能訓練)の従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整を行い引き続き自立訓練(機能訓練)の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月に4回を限度として1回につき所定単位数を加算しているか。</p>	適・否			<p>平18厚告523別表第10の4</p>	



障害者支援施設

	主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
(7)	リハビリテーション加算	<p>次の①～⑤のいずれにも適合するものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、自立訓練（機能訓練）を行った場合に、利用者の状態に応じて1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>①医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、施設支援計画策定者等が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成しているか。</p> <p>②利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が自立訓練（機能訓練）を行っており、利用者の状態を定期的に記録しているか。</p> <p>③利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価（3ヶ月毎）し、必要に応じて当該計画を見直しているか。</p> <p>④指定障害者支援施設等に入所する利用者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達しているか。</p> <p>⑤④以外の利用者については、従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達しているか。</p>	適・否			平18厚告523別表第10の4の2	
	①リハビリテーション加算（Ⅰ）	頭（けい）髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障がい者に対して、リハビリテーション実施計画に基づく上記①～⑤の支援を行っているか。	適・否			平18厚告523別表第10の4の2注1	
	②リハビリテーション加算（Ⅱ）	リハビリテーション加算（Ⅰ）以外の障がい者に対して、リハビリテーション実施計画に基づく上記①～⑤の支援を行っているか。	適・否			平18厚告523別表第10の4の2注2	
(8)	利用者負担上限額管理加算	指定自立訓練（機能訓練）事業所等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第10の5	
(9)	食事提供体制加算	<p>低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（施設入所者を除く）に対して、事業所に従事する調理員による食事の提供又は調理業務の第三者への委託等、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして県に届け出た当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>（利用者が施設入所支援を利用する日は利用者に対して補足給付が支給されるため、算定不可）</p>	適・否			平18厚告523別表第10の6	
(10)	送迎加算	<p>次の基準に適合する送迎を実施しているものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、利用者（施設入所者を除く）に対して、その居宅等と指定自立訓練（機能訓練）事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。（国、地方公共団体が設置する事業所（指定管理者へ委託の場合を除く）は算定しない。）</p> <p>ア 送迎加算（Ⅰ） 次の①～③のいずれにも適合すること。</p> <p>①自立訓練（機能訓練）の利用につき、利用者の送迎を行うこと。</p> <p>②当該月に、1回の送迎で平均10人以上（利用定員が20人未満の事業所は定員の100分の50以上）の利用者を送迎していること。</p> <p>③当該月に、週3回以上の送迎を実施していること。</p> <p>イ 送迎加算（Ⅱ） 上記①に適合し、かつ、②又は③のいずれかに適合すること。</p> <p>ただし、指定自立訓練（機能訓練）事業所等の所在する建物と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、利用者の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p>	適・否			平18厚告523別表第10の7 平24厚告268四（一）を準用	
(11)	障害福祉サービスの体験利用支援加算 ※施設入所者に限る	<p>指定障害者支援施設等において自立訓練（機能訓練）を利用する入所者が、地域移行支援による障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、利用開始日から起算して15日以内に限り、以下の区分に応じて所定単位数に代えて算定しているか。</p> <p>①体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合</p> <p>②障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>ア 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ） 体験的な利用開始日から5日以内</p> <p>イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ） 体験的な利用開始日から6日以上15日以内</p> <p>（指定障害者支援施設等が、市町村から地域生活支援拠点等であると認められ、運営規程に定めているものとして県に届け出た場合に、1日につき所定単位数に更に加算する。）</p>	適・否			平18厚告523別表第10の8 平18厚告551三の二のイ （二のチを準用）	

障害者支援施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
(12) 社会生活支援特別加算	<p>次の施設基準に適合するものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等が、医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者、矯正施設又は更生保護施設を退所後3年を経過していない者で保護観察所又は地域生活定着支援センターから受入依頼を受けた者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（機能訓練）計画等に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、支援開始日から3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービス事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む）において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>（施設基準）</p> <p>①指定基準の看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員に加え、適切な支援を行うための生活支援員の配置が可能であること。</p> <p>②社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格職員を配置又は医療機関等からの訪問による適切な支援のための指導体制が整っていること。</p> <p>③従業者に対し、医療観察法に基づく通院中の者及び矯正施設等を退所した障がい者の支援に関する研修を年1回以上行っていること。</p> <p>④保護観察所、更生保護施設、指定医療機関、精神保健福祉センター等との協体制が整っていること。</p>	適・否			平18厚告523別表第10の8の2 平18厚告551三の二のロ 平18厚告556九	
(13) 就労移行支援体制加算	<p>自立訓練（機能訓練）を受けた後一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者（就労定着者）が前年度において1人以上いるものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、自立訓練（機能訓練）を行った場合に、1日につき利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。（一般就労には、指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）</p>	適・否			平18厚告523別表第10の8の3	
(14) 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く）が、利用者に対して、自立訓練（機能訓練）を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の67に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数）</p> <p>② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の49に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の27に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）</p>	適・否			平18厚告523別表第10の9 平18厚告543二十七（二を準用）	
(16) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（R元年10月～）	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く）が、利用者に対して、自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>① 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 上記サービス費・加算の合計数（福祉・介護職員処遇改善加算を除く）の1000分の40に相当する単位数</p> <p>② 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 上記サービス費・加算の合計数（福祉・介護職員処遇改善加算を除く）の1000分の36に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）</p>	適・否			平18厚告523別表第10の10 平18厚告543二十八（十七を準用）	
<b>5 生活訓練サービス費</b>						
(1) ①基本報酬 生活訓練サービス費（Ⅰ）（通所）	<p>生活訓練サービス費（Ⅰ）は、指定自立訓練（生活訓練）事業所等（指定障害者支援施設が行う指定自立訓練（生活訓練）を含む。以下同じ）において、自立訓練（生活訓練）を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。（地方公共団体が設置する場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定（公設減算））</p>	適・否			平18厚告523別表第11の1注1	
生活訓練サービス費（Ⅱ）（居宅訪問）	<p>生活訓練サービス費（Ⅱ）（視覚障がい者に対する専門訓練の場合を除く）は、指定基準上、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して自立訓練（生活訓練）を行った場合に、自立訓練（生活訓練）計画等に位置付けられた内容の自立訓練（生活訓練）を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	適・否			平18厚告523別表第11の1注2	
生活訓練サービス費（Ⅱ）（視覚障がい者に対する専門訓練）	<p>国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科履修者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成研修者である従業者が居宅訪問する体制を整えていると県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、当該従業者が利用者の居宅を訪問して自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	適・否			平18厚告523別表第11の1注2の2 平18厚告556十	

障害者支援施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
<p>②減算 (定員超過減算、人員欠如減算、個別支援計画未作成減算、標準期間超過減算)</p>	<p>生活訓練サービス費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 (定員超過減算) ・ 利用者の数が1日当たり100分の125又は前3月の1日当たり平均で100分の150を越える場合等 (利用定員による) 100分の70 (人員欠如減算) ・ 直接処遇職員又はサービス管理責任者の員数が指定基準を満たさない場合 満たさない期間に応じて、100分の70若しくは100分の50 (個別支援計画未作成減算) ・ 自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合 満たさない期間に応じて、100分の70若しくは100分の50 ※定員超過減算と人員欠如減算は、減算割合が大きい方を適用。 ※サービス管理責任者欠如減算と個別支援計画未作成減算は、減算割合が大きい方を適用。 (標準期間超過減算) ・ 自立訓練(生活訓練)の利用者(利用開始日から各月末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(利用開始日から各月末日までの期間)の平均値が法施行規則第6条の6第2号に定める標準利用期間に6月間を加えた期間を超えている場合 100分の95</p>	適・否			平18厚告523別表第11の1注6 平18厚告550六 法施行規則第6条の6第2号 留意事項通知第二の1(7)(8)(10)(11)(13) H30.3.30報酬改定Q&A vol.1 問21 H30.5.23報酬改定Q&A vol.3 問2	
(身体拘束等廃止未実施減算)	<p>やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。 (ただし、令和5年3月31日までの間は、第4の45の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。)</p>	適・否			平18厚告523別表第11の1注6の3 留意事項通知第二の1(12)	
③障害福祉サービス相互の算定関係	<p>利用者が自立訓練(生活訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間、自立訓練(生活訓練)サービス費は、算定されていないか。</p>	適・否			平18厚告523別表第11の1注7	
(2) 特別地域加算	<p>平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、生活訓練サービス費(Ⅱ)の居宅を訪問して訓練を提供した場合には、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	適・否			平18厚告523別表第11の1注6の2 平21厚告176	
(3) 福祉専門職員配置等加算						
①福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	<p>指定基準上、生活支援員又は地域移行支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるとして県に届け出た自立訓練(生活訓練)事業所等において、自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適・否			平18厚告523別表第11の1の2注1	
②福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	<p>指定基準上、生活支援員又は地域移行支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるとして県に届け出た自立訓練(生活訓練)事業所等において、自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。((Ⅰ)との併算定は不可)</p>	適・否			平18厚告523別表第11の1の2注2	
③福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	<p>次のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。((Ⅰ)(Ⅱ)との併算定は不可) ①指定基準上、生活支援員又は地域移行支援員として配置されている従業者のうち、常勤の割合が100分の75以上 ②指定基準上、生活支援員又は地域移行支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事者の割合が100分の30以上</p>	適・否			平18厚告523別表第11の1の2注3	
(4) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>視覚障がい者等である自立訓練(生活訓練)又は宿泊型自立訓練の利用者(生活訓練サービス費(Ⅱ)が算定されている者を除く)の数(重度の視覚、聴覚、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数)が、利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障がい者との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除した数以上配置しているとして県に届け出た場合において、自立訓練(生活訓練)を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適・否			平18厚告523別表第11の2	
(5) 初期加算	<p>サービスの利用の初期段階においてアセスメント等に手間を要することにより、指定自立訓練(生活訓練)等の利用開始日から起算して30日以内の期間に自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	適・否			平18厚告523別表第11の3	
(6) 欠席時対応加算	<p>指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、入所以外の利用者が、予め自立訓練(生活訓練)の利用を予定していた日に、急病等により利用予定日の前々日以降にその利用を中止した場合において、自立訓練(生活訓練)の従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整を行い引き続き自立訓練(生活訓練)の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月に4回を限度として1回につき所定単位数を加算しているか。</p>	適・否			平18厚告523別表第11の4	

障害者支援施設

	主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
(7)	個別計画訓練支援加算	次の①～⑤までの基準のいずれも満たすものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ①社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者により、利用者の障がい特性や生活環境等に応じて、認定調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」又は「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成していること。 ②利用者ごとの個別訓練実施計画に従い、自立訓練（生活訓練）を行っており、利用者の状態を定期的に記録していること。 ③利用者ごとの個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 ④指定障害者支援施設等に入所する利用者については、従業者により、個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を共有していること。 ⑤④以外の利用者については、指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。	適・否			平18厚告523別表第11の4の3 区分省令別表第1	
(8)	短期滞在加算	次に掲げる施設基準に適合しているものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等が、利用者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第11の5 平18厚告551四のロ	
	①短期滞在加算（Ⅰ）	居室定員が4人以下、浴室・洗面設備・便所等の設置、日照・採光・換気等の保健衛生等への配慮、夜間の時間帯を通じて生活支援員を1人以上配置。	適・否				
	②短期滞在加算（Ⅱ）	居室定員が4人以下、浴室・洗面設備・便所等の設置、日照・採光・換気等の保健衛生等への配慮、夜間の時間帯を通じて直宿職員を1人以上配置。	適・否				
(9)	利用者負担上限額管理加算	指定自立訓練（生活訓練）事業所等（指定宿泊型自立訓練を行う事業所及び精神障害者退院支援施設を除く）が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第11の6	
(10)	食事提供体制加算						
	①食事提供体制加算（Ⅰ）	食事提供体制加算（Ⅰ）については、低所得者等（短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る）に対して、事業所に従事する調理員による食事の提供又は調理業務の第三者への委託等、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして県に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第11の7 注1	
	②食事提供体制加算（Ⅱ）	食事提供体制加算（Ⅱ）については、低所得者であって自立訓練（生活訓練）計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（食事提供体制加算（Ⅰ）の利用者以外であって、施設入所者を除く）に対して、事業所に従事する調理員による食事の提供又は調理業務の第三者への委託等、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして県に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。（利用者が施設入所支援を利用する日は利用者に対して補足給付が支給されるため、算定不可）	適・否			平18厚告523別表第11の7 注2	
(11)	精神障害者退院支援施設加算	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）に併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、平成24年3月31日までに指定を受けた指定自立訓練（生活訓練）事業所（精神障害者退院支援施設）において、精神病床に概ね1年以上入院していた精神障がい者等に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第11の8 平18厚告551四のホ	
(12)	看護職員配置加算（Ⅰ）	健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第11の10注1	

障害者支援施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
(13) 送迎加算	<p>次の基準に適合するものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、利用者（指定宿泊型自立訓練の利用者及び施設入所者を除く）に対して、その居宅等と指定自立訓練（生活訓練）事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。（国、地方公共団体が設置する事業所（指定管理者へ委託の場合を除く）は算定しない。）</p> <p>ア 送迎加算（Ⅰ） 次の①～③のいずれにも適合すること。</p> <p>①自立訓練（生活訓練）の利用につき、利用者の送迎を行うこと。</p> <p>②当該月に、1回の送迎で平均10人以上（利用定員が20人未満の事業所は定員の100分の50以上）の利用者を送迎していること。</p> <p>③当該月に、週3回以上の送迎を実施していること。</p> <p>イ 送迎加算（Ⅱ） 上記①に適合し、かつ、②又は③のいずれかに適合すること。</p> <p>ただし、指定自立訓練（生活訓練）事業所等の所在する建物と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、利用者の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p>	適・否			平18厚告523別表第11の11 平24厚告268四（一を準用）	
(14) 障害福祉サービスの体験利用支援加算 ※施設入所者に限る	<p>指定障害者支援施設等において指定自立訓練（生活訓練）を利用する入所者が、地域移行支援による障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、利用開始日から起算して15日以内に限り、以下の区分に応じて所定単位数に代えて算定しているか。</p> <p>①体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合</p> <p>②障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合</p> <p>ア 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ） 体験的な利用開始日から5日以内</p> <p>イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ） 体験的な利用開始日から6日以上15日以内</p> <p>（指定障害者支援施設等が、市町村から地域生活支援拠点等であると認められ、運営規程に定めているものとして県に届け出た場合に、1日につき所定単位数に更に加算する。）</p>	適・否			平18厚告523別表第11の12 平18厚告551四のへ（二のチを準用）	
(15) 社会生活支援特別加算	<p>次の①～④の施設基準に適合するものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等が、医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者、矯正施設又は更生保護施設を退所後3年を経過していない者で保護観察所又は地域生活定着支援センターから受入依頼を受けた者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画等に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、支援開始日から3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービス事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む）において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>①指定基準の生活支援員又は地域移行支援員に加え、適切な支援を行うための生活支援員の配置が可能であること。</p> <p>②社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格職員を配置又は医療機関等からの訪問による適切な支援のための指導体制が整っていること。</p> <p>③従業者に対し、医療観察法に基づく通院中の者及び矯正施設等を退所した障がい者の支援に関する研修を年1回以上行っていること。</p> <p>④保護観察所、更生保護施設、指定医療機関、精神保健福祉センター等との協力体制が整っていること。</p>	適・否			平18厚告523別表第11の12の2 平18厚告551四のト 平18厚告556九	
(16) 就労移行支援体制加算	<p>自立訓練（生活訓練）を受けた後一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者（就労定着者）が前年度において1人以上いるものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1日につき利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。（一般就労には、指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）</p>	適・否			平18厚告523別表第11の12の3	
(17) 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く）が、利用者に対して、自立訓練（生活訓練）を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の67に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数）</p> <p>② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の49に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）</p> <p>③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の27に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）</p>	適・否			平18厚告523別表第11の13 平18厚告543三十（二を準用）	

障害者支援施設

	主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
(19)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（R元年10月～）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く）が、利用者に対して、自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（I） 上記サービス費・加算の合計数（福祉・介護職員処遇改善加算を除く）の1000分の40に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（II） 上記サービス費・加算の合計数（福祉・介護職員処遇改善加算を除く）の1000分の36に相当する単位数 （※指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）	適・否			平18厚告523別表第11の15 平18厚告543三十一（十七を準用）	
6	<b>就労移行支援サービス費</b>						
(1)	①基本報酬 就労移行支援サービス費（I）	就労移行支援サービス費（I）は、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳に達する前5年間（入院等の事由により支給決定を受けていなかった期間を除く）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けており65歳に達する前日に就労移行支援に係る支給決定を受けていた65歳以上の者に対して、就労移行支援を行った場合に所定単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第12の1注1	
	①-1利用定員及び就労定着者の割合	指定就労移行支援事業所等（指定障害者支援施設が行う就労移行支援を含む。以下同じ）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び県に届け出た就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就労移行支援事業所又は当該指定障害者支援施設等における就労移行支援を受けた後一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計数を当該前年度及び当該前々年度の当該指定就労移行支援事業所又は当該指定障害者支援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。ただし、認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設（認定指定就労移行支援事業所等という。）の場合においては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者のかずに当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒の定員数で除して得た割合に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。（※一般就労には、指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）	適・否			平18厚告523別表第12の1注3、注4	
	①-2新規指定時の就労定着者の割合	就労定着者の割合について、新規に指定を受けた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等が新規に指定を受けた日から1年以上2年未満の間は、①-1の規定中「前年度又は前々年度」及び「前年度及び当該前々年度」とあるのは、「前年度」と読み替えて計算した就労定着者の割合に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。	適・否			平18厚告523別表第12の1注4の2	
	②減算 （定員超過減算、人員欠如減算、個別支援計画未作成減算、標準期間超過減算）	就労移行支援サービス費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 （定員超過減算） ・ 利用者の数が1日当たり100分の125又は前3月の1日当たり平均で100分の150を越える場合等（利用定員による） 100分の70 （人員欠如減算） ・ 直接処遇職員又はサービス管理責任者の員数が指定基準を満たさない場合 満たさない期間に応じて、100分の70若しくは100分の50 （個別支援計画未作成減算） ・ 就労移行支援計画等が作成されていない場合 満たさない期間に応じて、100分の70若しくは100分の50 ※定員超過減算と人員欠如減算は、減算割合が大きい方を適用。 ※サービス管理責任者欠如減算と個別支援計画未作成減算は、減算割合が大きい方を適用。 （標準期間超過減算） ・ 就労移行支援の利用者（利用開始日から各月末日までの期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（利用開始日から各月末日までの期間）の平均値が法施行規則第6条の8に定める標準利用期間に6月間を加えた期間を超えている場合 100分の95	適・否			平18厚告523別表第12の1注5 平18厚告550七 法施行規則第6条の8 留意事項通知第二の1(7)(8)(10)(11)(13) H30.3.30報酬改定Q&A vol.1 問21 H30.5.23報酬改定Q&A vol.3 問2	
	（身体拘束等廃止未実施減算）	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。 （ただし、令和5年3月31日までの間は、第4の45の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。）	適・否			平18厚告523別表第12の1注6 留意事項通知第二の1(12)	
	③障害福祉サービス相互の算定関係	利用者が就労移行支援以外の障害福祉サービスを受けている間に、就労移行支援サービス費を算定していないか。	適・否			平18厚告523別表第12の1注7	

障害者支援施設

	主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
(2)	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚障がい者等である就労移行支援の利用者の数（重度の視覚、聴覚、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数）が、利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障がい者との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除した数以上配置しているとして県に届け出た場合において、就労移行支援を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第12の2	
(3)	初期加算	サービスの利用の初期段階においてアセスメント等に手間を要することにより、就労移行支援の利用開始日から起算して30日以内の期間に就労移行支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第12の4	
(4)	訪問支援特別加算	指定就労移行支援事業所等において、継続して就労移行支援を利用する利用者について、連続した5日間、当該就労移行支援の利用がなかった場合において、就労移行支援の従業者が、就労移行支援計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労移行支援事業所等における就労移行支援の利用に係る相談援助を行った場合に、1月に2回を限度として、就労移行支援計画等に位置付けられた内容の就労移行支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第12の5	
(5)	利用者負担上限額管理加算	指定就労移行支援事業所等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第12の6	
(6)	食事提供体制加算	低所得者等であって就労移行支援計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（施設入所者を除く）に対して、事業所に従事する調理員による食事の提供又は調理業務の第三者への委託等、当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして県に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。（利用者が施設入所支援を利用する日は利用者に対して補足給付が支給されるため、算定不可）	適・否			平18厚告523別表第12の7	
(7)	精神障害者退院支援施設加算	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む）の精神病床を転換して指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所であって、平成24年3月31日までに指定を受けた指定就労移行支援事業所（精神障害者退院支援施設）において、精神病床に概ね1年以上入院していた精神障がい者等に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第12の8 平18厚告551五のイ・ロ （四のホを準用）	
(8)	福祉専門職員配置等加算						
	①福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	指定基準上、就労支援員、生活支援員又は職業指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等において、就労移行支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第12の9注1	
	②福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	指定基準上、就労支援員、生活支援員又は職業指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等において、就労移行支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（Ⅰ）との併算定は不可）	適・否			平18厚告523別表第12の9注2	
	③福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	次の①又は②のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等において、就労移行支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（Ⅰ）（Ⅱ）との併算定は不可） ①指定基準上、就労支援員、生活支援員又は職業指導員として配置されている従業者のうち、常勤の割合が100分の75以上 ②指定基準上、就労支援員、生活支援員又は職業指導員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事者の割合が100分の30以上	適・否			平18厚告523別表第12の9注3	
(9)	欠席時対応加算	当該指定就労移行支援事業所等において、通所による利用者が、予め就労移行支援の利用を予定していた日に、急病等により利用予定日の前々日以降に利用を中止した場合において、就労移行支援の従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整を行い引き続き就労移行支援の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月に4回を限度として1回につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第12の10	
(10)	医療連携体制加算						
	①医療連携体制加算（Ⅰ）	医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第12の11注1	
	②医療連携体制加算（Ⅱ）	医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか（1回の訪問につき8人の利用者を限度とする）。	適・否			平18厚告523別表第12の11注2	

障害者支援施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
③医療連携体制加算(Ⅲ)	医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか(1回の訪問につき8人の利用者を限度とする)。	適・否			平18厚告523別表第12の11注3	
④医療連携体制加算(Ⅳ)	医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が児童福祉法に基づく指定通所支援及び井潭該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表(スコア表)の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算しているか(1回の訪問につき8人の利用者を限度とする)。(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定している利用者については併算定不可)	適・否			平18厚告523別表第12の11注4 平18厚告556五の七	
⑤医療連携体制加算(Ⅴ)	医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算している	適・否			平18厚告523別表第12の11注5	
⑥医療連携体制加算(Ⅵ)	喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定している利用者については併算定不可)	適・否			平18厚告523別表第12の11注6	
(11)就労支援関係研修修了加算	就労支援員に関し就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有し、第1号職場適応援助者養成研修等の修了者を就労支援員として配置しているものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等において、就労移行支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか(当該指定就労移行支援事業所等における就労定着者の割合がゼロである場合は、算定不可)	適・否			平18厚告523別表第12の12 平21厚告178一	
(12)移行準備支援体制加算	前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等において、算定対象となる利用者が利用定員の100分の50以下であり、次の①又は②のいずれかの施設外支援を実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ①職場実習等の場合、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援 ②求職活動等の場合、公共職業安定所、地域障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第19条第1項第3号に規定する地域障害者職業センターをいう。)又は障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。)に職員が同行して支援	適・否			平18厚告523別表第12の13注 平18厚告543三十二 H19.4.2付障障発0402001号厚労省通知	
(13)送迎加算	次の基準に適合する送迎を実施しているものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等において、利用者(施設入所者を除く)に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。(国、地方公共団体が設置する事業所(指定管理者へ委託の場合を除く)は算定しない。) ア 送迎加算(Ⅰ) 次の①～③のいずれにも適合すること。 ①就労移行支援の利用につき、利用者の送迎を行うこと。 ②当該月に、1回の送迎で平均10人以上(利用定員が20人未満の事業所は定員の100分の50以上)の利用者を送迎していること。 ③当該月に、週3回以上の送迎を実施していること。 イ 送迎加算(Ⅱ) 上記①に適合し、かつ、②又は③のいずれかに適合すること。  ただし、指定就労移行支援事業所等の所在する建物と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、利用者の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第12の14 平24厚告268四(一を準用)	
(14)障害福祉サービスの体験利用支援加算 ※施設入所者に限る	指定障害者支援施設等において就労移行支援を利用する入所者が、地域移行支援による障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、利用開始日から起算して15日以内に限り、以下の区分に応じて所定単位数に代えて算定しているか。 ①体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合 ②障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 ア 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) 体験的な利用開始日から5日以内 イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 体験的な利用開始日から6日以上15日以内  (指定障害者支援施設等が、市町村から地域生活支援拠点等であるものと認められ、運営規程に定めているものとして県に届け出た場合に、1日につき所定単位数に更に加算する。)	適・否			平18厚告523別表第12の15 平18厚告551五のハ(二のチを準用)	
(15)通勤訓練加算	指定就労移行支援事業所等において、当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所に従事する専門職員(国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科履修者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成研修修了者)が、視覚障がいのある利用者に対して盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第12の15の2	



障害者支援施設

	主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
(16)	在宅時生活支援サービス加算	指定就労移行支援事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者（在宅利用者）に対して、当該事業所が費用を負担して、在宅利用時に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所の従事者を派遣し、在宅利用者の生活支援を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第12の15の3	
(17)	社会生活支援特別加算	次の①～④の施設基準に適合するものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等が、医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者、矯正施設又は更生保護施設を退所後3年を経過していない者で保護観察所又は地域生活定着支援センターから受入依頼を受けた者に対して、特別な支援に対応した就労移行支援計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、支援開始日から3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービス事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む）において、1日につき所定単位数を加算しているか。 ①指定基準上置くべき職員に加えて適切な支援を行うための生活支援員の配置が可能であること。 ②社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格職員を配置又は医療機関等からの訪問による適切な支援のための指導体制が整っていること。 ③従業者に対し、医療観察法に基づく通院中の者及び矯正施設等を退所した障がい者の支援に関する研修を年1回以上行っていること。 ④保護観察所、更生保護施設、指定医療機関、精神保健福祉センター等との協力体制が整っていること。	適・否			平18厚告523別表第12の15の4 平18厚告551五の二（三の二のロを準用） 平18厚告556九	
(19)	支援計画会議実施加算	指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者（公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所において障害者の就労支援に従事する者をいう。）により構成される会議を開催し、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第12の15の5	
(20)	福祉・介護職員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く）が、利用者に対して、就労移行支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の64に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数） ② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の47に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数） ③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の26に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の27に相当する単位数）	適・否			平18厚告523別表第12の16 平18厚告543三十三（二を準用）	
(21)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（R元年10月～）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く）が、利用者に対して、就労移行支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 上記サービス費・加算の合計数（福祉・介護職員処遇改善加算を除く）の1000分の17に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 上記サービス費・加算の合計数（福祉・介護職員処遇改善加算を除く）の1000分の15に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）	適・否			平18厚告523別表第12の17 平18厚告543三十四（十七を準用）	
7	<b>就労継続支援B型</b>						
(1)	①基本報酬	就労継続支援B型サービス費は、年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の1注1	
	就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）	就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）は、以下に定める施設基準（①及び②のいずれにも該当する特定指定就労継続支援B型事業所等であること。）に適合するものとして、県に届け出た指定就労継続支援B型事業所において、就労継続支援B型を提供した場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。（地方公共団体が設置する場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定（公設減算）） ①県が作成する「工賃向上計画」に基づき、当該特定指定就労継続支援B型事業所等における「工賃向上計画」を作成している。 ②当該特定指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を7.5で除して得た数以上。	適・否			平18厚告523別表第14の1注2 平18厚告551の十四のイ	

障害者支援施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）	就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）は、県が作成する「工賃向上計画」に基づき、当該特定指定就労継続支援B型辞意行書等における「工賃向上計画」を作成しているものとして県に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。（地方公共団体が設置する場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定（公設減算））	適・否			平18厚告523別表第14の1注3 平18厚告551の十四のロ	
就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）	就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）は、職業指導員及び生活支援員が、常勤換算方法により、利用者の数を7.5で除した数以上であるとして県に届け出た指定就労継続支援B型事業所において、就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。（地方公共団体が設置する場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定（公設減算））	適・否			平18厚告523別表第14の1注4 平18厚告551の十四のハ	
就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）	就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）は、サービス費（Ⅰ）から（Ⅲ）までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。（地方公共団体が設置する場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定（公設減算））	適・否			平18厚告523別表第14の1注5 平18厚告552の十四のハ	
新規指定時の1日の平均労働時間数	1日の平均工賃月額について、新規に指定を受けた日から1年間は、平均工賃月額が1万円未満の場合とみなして、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。	適・否			平18厚告523別表第14の1注6の2	
②減算（定員超過減算、人員欠如減算、個別支援計画未作成減算）	就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 （定員超過減算） ・ 利用者の数が1日当たり100分の125又は前3月の1日当たり平均で100分の150を越える場合等（利用定員による） 100分の70 （人員欠如減算） ・ 直接処遇職員又はサービス管理責任者の員数が指定基準を満たさない場合 満たさない期間に応じて、100分の70若しくは100分の50 （個別支援計画未作成減算） ・ 就労継続支援B型計画等が作成されていない場合 満たさない期間に応じて、100分の70若しくは100分の50 ※定員超過減算と人員欠如減算は、減算割合が大きい方を適用。 ※サービス管理責任者欠如減算と個別支援計画未作成減算は、減算割合が大きい方を適用。	適・否			平18厚告523別表第14の1注5 平18厚告550九 留意事項通知第二の1(7)(8)(10)(13) H30.3.30報酬改定Q&A vol.1 問21 H30.5.23報酬改定Q&A vol.3 問2	
（身体拘束等廃止未実施減算）	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。 （ただし、令和5年3月31日までの間は、第4の45の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。）	適・否			平18厚告523別表第14の1注6 留意事項通知第二の1(12)	
③障害福祉サービス相互の算定関係	利用者が就労継続支援B型以外の障害福祉サービスを受けている間は、就労継続支援B型サービス費は、算定されていないか。	適・否			平18厚告523別表第14の1注7	
(2) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚障がい者等である就労継続支援B型の利用者の数（重度の視覚、聴覚、言語機能障がい又は知的障がいのうち2以上の障がいを有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数）が、利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障がい者との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障がい者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に加えて、常勤換算方法で利用者の数を50で除した数以上配置しているとして県に届け出た場合において、就労継続支援B型を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の2	
(3) 就労移行支援体制加算						
①就労移行支援体制加算（Ⅰ）	就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、当該就労継続支援B型の支援を受けた後に一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者（就労定着者）が前年度において1人以上いるものとして県に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、就労継続支援B型を行った場合に、1日につき利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。（一般就労には、指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）	適・否			平18厚告523別表第14の3注1	
②就労移行支援体制加算（Ⅱ）	就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、当該就労継続支援B型の支援を受けた後に一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者（就労定着者）が前年度において1人以上いるものとして県に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、就労継続支援B型を行った場合に、1日につき利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。（一般就労には、指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）	適・否			平18厚告523別表第14の3注2	

障害者支援施設

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
③就労移行支援体制加算(Ⅲ)	就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして県に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の3注3	
④就労移行支援体制加算(Ⅳ)	就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして県に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の3注4	
就労移行連携加算	指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が1人以上いる当該指定就労継続支援B型事業所等において、当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援B型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算しているか。 (当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定不可。)	適・否			平18厚告523別表第14の3の2注	
(4)初期加算	サービスの利用の初期段階においてアセスメント等に手間を要することにより、就労継続支援B型の利用開始日から起算して30日以内の期間に就労継続支援B型を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の4	
(5)訪問支援特別加算	指定就労継続支援B型事業所等において、継続して就労継続支援B型を利用する利用者について、連続した5日間、当該就労継続支援B型の利用がなかった場合において、就労継続支援B型の従業者が、就労継続支援B型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援B型事業所等における就労継続支援B型の利用に係る相談援助を行った場合に、1月に2回を限度として、就労継続支援B型計画等に位置付けられた内容の就労継続支援B型を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の5	
(6)利用者負担上限額管理加算	指定就労継続支援B型事業所等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の6	
(7)食事提供体制加算	低所得者等であって就労継続支援B型計画により食事の提供を行うこととなっている利用者(施設入所者を除く)に対して、事業所に従事する調理員による食事の提供又は調理業務の第三者への委託等、当該指定就労継続支援B型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして県に届け出た当該指定就労継続支援B型事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。 (利用者が施設入所支援を利用する日は利用者に対して補給給付が支給されるため、算定不可)	適・否			平18厚告523別表第14の7	
(8)福祉専門職員配置等加算						
①福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	指定基準上、職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるとして県に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、就労継続支援B型を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の8注1	
②福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	指定基準上、職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるとして県に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、就労継続支援B型を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。((Ⅰ)との併算定は不可)	適・否			平18厚告523別表第14の8注2	
③福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	次の①又は②のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、就労継続支援B型を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。((Ⅰ)(Ⅱ)との併算定は不可) ①指定基準上、職業指導員又は生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤の割合が100分の75以上 ②指定基準上、職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事者の割合が100分の30以上	適・否			平18厚告523別表第14の8注3	

障害者支援施設

	主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
(9)	ピアサポート実施加算	以下の①から③までのいずれにも該当する指定就労継続支援B型事業所において、障害者総合支援法第4条第1項に規定する障がい者又は障がい者であったと県が認める者（障がい者等）である従業者であって、ピアサポート研修（障害者総合支援法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障がい者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が、利用者に対して、就労及び生産活動について当該障がい者等である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ① 就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定していること ② ピアサポート研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を指定事業所の従業者として2名以上（うち1名は障がい者等）を配置していること ③ ②に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定事業所の従業者に対し、障がい者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること	適・否			平18厚告523別表第14の8の2	
(10)	欠席時対応加算	当該指定就労継続支援B型事業所等において、通所による利用者が、予め就労継続支援B型の利用を予定していた日に、急病等により利用予定日の前々日以降に利用を中止した場合において、就労継続支援B型の従業者が、利用者又は当該利用者の家族等への連絡調整を行い引き続き就労継続支援B型の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月に4回を限度として1回につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の9	
(11)	医療連携体制加算						
	①医療連携体制加算（Ⅰ）	医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。（看護職員配置加算を算定する事業所を除く）	適・否			平18厚告523別表第14の10注1	
	②医療連携体制加算（Ⅱ）	医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。（看護職員配置加算を算定する事業所を除く）	適・否			平18厚告523別表第14の10注2	
	③医療連携体制加算（Ⅲ）	医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を算定加算しているか。（看護職員配置加算を算定する事業所を除く）	適・否			平18厚告523別表第14の10注3	
	④医療連携体制加算（Ⅳ）	医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者に対し看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定している利用者については併算定不可） （看護職員配置加算を算定する事業所を除く）  ※スコア表：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表	適・否			平18厚告523別表第14の10注4 平18厚告556五の七	
	⑤医療連携体制加算（Ⅴ）	医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。（看護職員配置加算を算定する事業所を除く）	適・否			平18厚告523別表第14の10注5	
	⑥医療連携体制加算（Ⅵ）	喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）のいずれかを算定している利用者については併算定不可）	適・否			平18厚告523別表第14の10注6	
(12)	地域協働加算	就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定している指定就労継続支援B型事業所において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組により指定就労継続支援B型等（当該指定就労継続支援B型等に係る生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、当該就労継続支援B型等に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該就労継続支援B型等を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の11	

障害者支援施設

	主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
(13)	重度者支援体制加算						
	①重度者支援体制加算(Ⅰ)	前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が就労継続支援B型の利用者の数の100分の50以上であるとして県に届け出た場合に、利用定員に応じて、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否				平18厚告523別表第14の12注1
	②重度者支援体制加算(Ⅱ)	前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が就労継続支援B型の利用者の数の100分の25以上であるとして県に届け出た場合に、利用定員に応じて、1日につき所定単位数を加算しているか。(Ⅰ)との併算定は不可)	適・否				平18厚告523別表第14の12注2
(14)	目標工賃達成指導員配置加算	指定就労継続支援B型事業所等において、県が作成する「工賃向上計画」に基づき、事業所自らも「工賃向上計画」を策定し、計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員(工賃向上達成指導員)を常勤換算方法で1名以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の数が、常勤換算方法により利用者の数を6で除した数以上配置しているとして県に届け出た場合に、利用定員に応じて、1日につき所定単位数を加算しているか。(就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定する事業所に限る)	適・否				平18厚告523別表第14の13 平18厚告551六のロ
(15)	送迎加算	次の基準に適合する送迎を実施しているものとして県に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、利用者(施設入所者を除く)に対して、その居宅等と指定就労継続支援B型事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。(国、地方公共団体が設置する事業所(指定管理者へ委託の場合を除く)は算定しない。) ア 送迎加算(Ⅰ) 次の①～③のいずれにも適合すること。 ①就労継続支援B型の利用につき、利用者の送迎を行うこと。 ②当該月に、1回の送迎で平均10人以上(利用定員が20人未満の事業所は定員の100分の50以上)の利用者を送迎していること。 ③当該月に、週3回以上の送迎を実施していること。 イ 送迎加算(Ⅱ) 上記①に適合し、かつ、②又は③のいずれかに適合すること。  ただし、指定就労継続支援B型事業所等の所在する建物と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、利用者の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	適・否				平18厚告523別表第14の14 平24厚告268四(一を準用)
(16)	障害福祉サービスの体験利用支援加算 ※施設入所者に限る	指定障害者支援施設等において就労継続支援B型を利用する入所者が、地域移行支援による障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業員が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、利用開始日から起算して15日以内に限り、以下の区分に応じて所定単位数に代えて算定しているか。 ① 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合 ② 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 ア 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) 体験的な利用開始日から5日以内 イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 体験的な利用開始日から6日以上15日以内  (指定障害者支援施設等が、市町村から地域生活支援拠点等であるものと認められ、運営規程に定めているものとして県に届け出た場合に、1日につき所定単位数に更に加算する。)	適・否				平18厚告523別表第14の15 平18厚告551六のハ
(17)	在宅時生活支援サービス加算	指定就労継続支援B型事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者(在宅利用者)に対して、当該事業所が費用を負担して、在宅利用時に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所の従事者を派遣し、在宅利用者の生活支援を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否				平18厚告523別表第14の16
(18)	社会生活支援特別加算	次の①～④の施設基準に適合するものとして県に届け出た指定就労継続支援B型事業所等が、医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者、矯正施設又は更生保護施設を退所後3年を経過していない者で保護観察所又は地域生活定着支援センターから受入依頼を受けた者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援B型計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、支援開始日から3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービス事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む)において、1日につき所定単位数を加算しているか。 ①指定基準上置くべき職員に加えて適切な支援を行うための生活支援員の配置が可能であること。 ②社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格職員を配置又は医療機関等からの訪問による適切な支援のための指導体制が整っていること。 ③従業員に対し、医療観察法に基づく通院中の者及び矯正施設等を退所した障がい者の支援に関する研修を年1回以上行っていること。 ④保護観察所、更生保護施設、指定医療機関、精神保健福祉センター等との協力体制が整っていること。	適・否				平18厚告523別表第14の16の2 平18厚告551六の二(三の二のロを準用) 平18厚告556九

障害者支援施設

	主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
(19)	福祉・介護職員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定就労継続支援B型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く）が、利用者に対して、就労継続支援B型を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の54に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の64に相当する単位数） ② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の40に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数） ③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 上記サービス費・加算の合計数の1000分の22に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）	適・否			平18厚告523別表第14の17 平18厚告543三十七（二を準用）	
(20)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（R元年10月～）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定就労継続支援B型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く）が、利用者に対して、就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 上記サービス費・加算の合計数（福祉・介護職員処遇改善加算を除く）の1000分の17に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 上記サービス費・加算の合計数（福祉・介護職員処遇改善加算を除く）の1000分の15に相当する単位数（※指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）	適・否			平18厚告523別表第14の18 平18厚告543三十八（十七を準用）	

（参照法令等）

法： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

法施行規則： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

平26厚令5（区分省令）： 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）

基準関係： 平18厚令172（指定障害者支援施設基準、施設指定基準）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）

解釈通知（施設）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日付け障発第1026001号）

条例（施設）： 愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第17号）

規則（施設）： 愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和3年愛媛県規則第19号）

平18厚令177（施設最低基準）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）

最低基準条例（施設）： 愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第21号）

最低基準規則（施設）： 愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和3年愛媛県規則第22号）

平18厚令171（指定障害福祉サービス基準、サービス指定基準）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

解釈通知（サービス）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付け障発第1026001号）

条例（サービス）： 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第16号）

規則（サービス）： 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和3年愛媛県規則第18号）

平18厚令174（サービス最低基準）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）

最低基準条例（サービス）： 愛媛県障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第18号）

最低基準規則（サービス）： 愛媛県障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和3年愛媛県規則第20号）

平18厚告544（サビ管告示）： 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）

平18厚告545（利用料指針）： 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年厚生労働省告示第545号）

平18厚告541： 厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準（平成18年厚生労働省告示第541号）

平18厚告542： 厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年厚生労働省告示第542号）

平18厚告553： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百八十四条において準用する同令第七十条の二に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年厚生労働省告示第553号）

平23厚告378： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第38条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第378号）

報酬関係： 平18厚告523（報酬告示）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

平18厚告539： 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）

平18厚告540： 厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成18年厚生労働省告示第540号）

平18厚告543： 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）

平18厚告548： 厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第548号）

平18厚告550： 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号）

平18厚告551： 厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）

平18厚告556： 厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）

平21厚告176： 厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号）

平24厚告268： 厚生労働大臣が定める送迎（平成24年厚生労働省告示第268号）

障害者支援施設

	主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
	令3厚告88：厚生労働大臣が定める事項及び評価方法(令和3年厚生労働省告示第88号) 留意事項通知： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付け障発第1031001号） R3. 3. 30障発00330第5号厚労省通知：厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和3年3月30日付け障発0330第5号）						